

浪江町災害廃棄物処理計画 ～概要版～

■ 計画の目的・・・1頁

本町では今後、自然災害によって本町において発生することが想定される災害廃棄物の処理を適正かつ円滑に実施し、速やかな復旧・復興を進めることを目的に、「浪江町災害廃棄物処理計画」（以下「本計画という。」）を策定しました。

■ 対象とする災害・・・3～5頁

本計画では、地震災害として「想定東北地方太平洋沖地震^{※1}」、水害として本地区を流れる請戸川及び高瀬川の同時氾濫時（想定最大規模）^{※2}を対象として、災害廃棄物処理方針を検討しました。

対象災害		建物被害			
		全壊	半壊	床下浸水	焼失
地震	想定東北地方太平洋沖地震	508	1,378	—	96
水害	請戸川・高瀬川同時氾濫時	3,625	3,144	374	—

※1 福島県地震・津波被害想定調査で設定された地震被害想定

※2 「洪水浸水想定区域図」を建物データに重ね合わせ、当該区域内にある棟数等を抽出し、建物の浸水深から算出

■ 対象とする災害廃棄物等・・・6頁

災害時には、家庭からの生活ごみに加え、下表に示すような避難所ごみやし尿、災害廃棄物が発生します。これら災害時に発生する廃棄物のうち、本計画で対象とする廃棄物を「災害廃棄物等」とし、適正に処理します。

区分	内容		
災害廃棄物等	被災者や避難者の生活に伴い発生する廃棄物	生活ごみ	家庭系一般廃棄物として、本町の排出ルールに基づきごみステーションに排出される。
		避難所ごみ	避難所から排出されるごみで、容器包装や段ボール、衣類等が多い。
		し尿	仮設トイレ（災害用簡易組み立てトイレ、レンタルトイレ及び他市区町村・関係業界等から提供されたくみ取り式トイレの総称）等からのくみ取りし尿、災害に伴って便槽に流入した汚水。
	災害廃棄物		・ 自宅内で被災したものを片付ける片付けごみ ・ 損壊家屋の撤去による撤去ごみ ・ 道路等に散乱したごみ ・ 民間事業所から発生したごみ ・ 公共施設から発生したごみ など

■ 処理方針・・・8頁

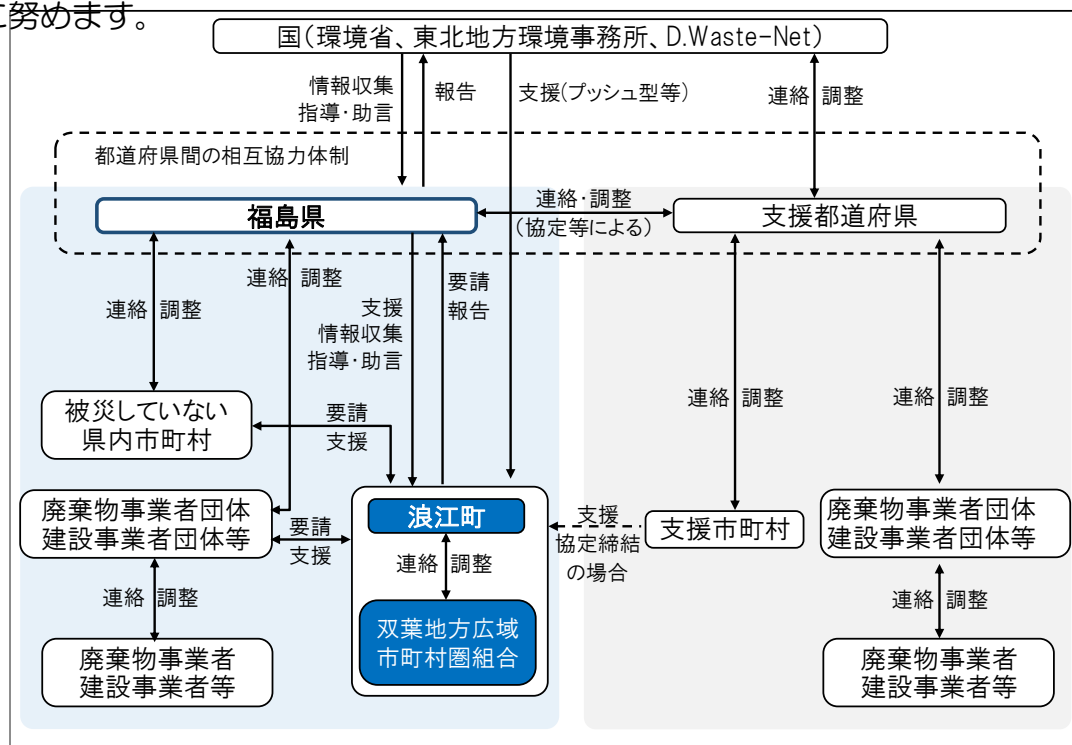
【基本方針】

災害廃棄物の処理にあたっては、安全性や生活環境の保全を確保するとともに、いち早く復旧・復興を行うことができるよう、福島県、国、近隣市町村、民間事業者、その他関係団体等が協力して対応することを基本とします。処理方法に関する方針は以下のとおりです。

処理施設	リサイクル	減量化	地元業者の活用	合理性・透明性
・双葉地方広域市町村圏組合又は県内の施設を最大限に利用。 ・被災規模に応じて、双葉地方広域市町村圏組合と協力して処理を検討。	・近年の災害廃棄物処理におけるリサイクル実績をふまえ、可能な限りリサイクルを推進。 ・民間企業や公共の復興事業等における再生資材として利用先の確保を推進。	廃棄物の選別や焼却により、埋立対象災害廃棄物量を可能な限り減量。	被災後の重要な雇用の場と位置づけ、地域復興の観点で処理。	緊急性や処理の困難性を考慮する必要があるが、合理性のある処理方策を選定し、透明性の高い契約手順に沿って、廃棄物の処理を行う。

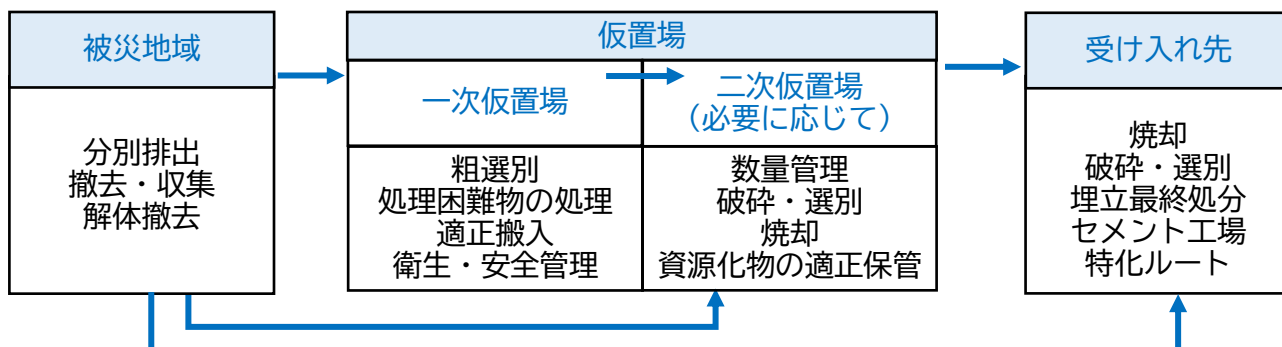
■ 災害廃棄物処理に係る体制・連携等・・・16頁

災害廃棄物の処理に関する業務は、住民課除染環境係が中心となり実施します。また、広域的な相互協力体制を確立するため、国（環境省、東北地方環境事務所、D.Waste-Net）や県、近隣市町村の担当課等との連絡体制を整備し、定期的な情報共有に努めます。



■ 災害廃棄物処理の流れ・・・26頁

災害廃棄物の処理フローは次のとおりです。被災地域等から発生した災害廃棄物は、住民や解体事業者等により、被災現場または被災現場近くに一次仮置場に搬入されます。その後、一次仮置場で粗選別を行った後、焼却処理、最終処分を行うこととなりますが、災害の規模によっては、仮設の破碎・選別施設や焼却施設を設置する二次仮置場が設置される場合もあります。



■ 災害廃棄物発生量・・・30～31頁

対象とする災害における建物被害を基に災害廃棄物発生量を推計すると、対象地震で約95,000 t、対象水害で約262,000 tの災害廃棄物が発生する推計結果となりました。

対象災害		発生量							合計
		可燃物	不燃物	コンクリート がら	金属	柱角材	その他	土砂	
地震	想定東北地方								
	太平洋沖地震	16,090	28,584	38,995	2,366	4,354	4,259	—	94,649
水害	請戸川・高瀬川	22,221	55,684	78,428	3,660	22,483	3,137	75,814	261,427
	同時氾濫時 片付けごみ	1,032	2,586	3,643	170	1,044	146	3,521	12,143

■ 廃棄物処理施設の処理可能量・・・35頁

災害廃棄物の処理を検討するにあたり、廃棄物処理施設による対応能力（処理可能量）を基礎的な情報として算出しました。処理可能量は施設を最大限活用した場合の推計値となります。双葉地方広域市町村圏組合の施設で処理ができない量の災害廃棄物については、県内周辺地域や県外での広域処理等の検討、県が福島県産業資源循環協会と結ぶ協定の活用等を検討します。また、最終処分量については、クリーンセンターふたばで一般廃棄物の埋立を開始するまで、双葉地方広域市町村圏組合の責任のもと、県内周辺地域や県外での広域処理及び環境省との調整により対応を検討します。

施設	処理可能量	参考
焼却施設	5,900 t	可燃物発生量(地震:16,090 t、水害:22,221 t)

■ 仮置場・・・３９～４２頁

仮置場は、災害廃棄物を分別、保管、処理するために一時的に集積する場所で、被災した家財を含む災害廃棄物の速やかな撤去、処理・処分を行うために設置します。

推計した災害廃棄物発生量に基づき試算すると、本町では最大約 8.2 万㎡（約 17 万 t 分）の仮置場が必要となります。

対象災害	対象とする災害廃棄物	集積量		仮置場必要面積			
		可燃物	不燃物	可燃物	不燃物	合計	
		(t)		(㎡)		(㎡)	(ha)
地震	災害廃棄物全体 量	13,629	49,470	13,629	17,989	31,600	3.16
水害	災害廃棄物全体 量	29,803	144,482	29,803	52,539	82,300	8.23
	片付けごみ発生 量	1,384	6,711	1,384	2,440	3,800	0.38

仮置場候補地については、公園、グラウンド等の公有地を基本とし、地理的条件や搬入路等を考慮して平時から検討します。また、災害時には、被災者の搬入しやすさや周辺環境等に考慮し、仮置場候補地の中から設置場所を選定します。

■ 避難所ごみ・し尿等・・・６６～６９頁

避難所ごみや生活ごみ、し尿の処理は以下の方針で対応します。

項目	対応方針
生活ごみ	- 生活ごみは仮置場に搬入せず既存の施設で処理。 - 発災後 3～4 日には収集運搬・処理を開始することを目標とする。
避難所ごみ・し尿	- 平時と同様に広域組合が行うことを基本とするが、被災状況に応じて県に必要な支援を要請し、支援事項の調整を行う。 - 収集運搬車両が被災する等、平時の処理体制での対応が困難である場合は、近隣市町村とも連携し、処理体制を確保する。 - 平時に締結した協定に基づき、民間事業者に協力を要請する。

■ 計画の見直し・・・６５頁

本計画は、国の指針や町防災計画が改定された場合、ごみ処理体制の変更があった場合等、右図に示すような見直しの契機に、必要に応じて見直しの検討を行います。

浪江町災害廃棄物処理計画	見直しが必要	浪江町地域防災計画の改定 大規模災害の経験 国（環境省） 災害廃棄物対策指針の改定
	見直すか検討	訓練の実施 双葉地方広域市町村圏組合 一般廃棄物処理基本計画の改定 福島県災害廃棄物処理計画の改定 災害廃棄物対策 東北ブロック行動計画の改定